

国際的な観点からの有害金属対策関係府省連絡会議設置要項（案）

平成 19 年 12 月 18 日

関係府省申し合わせ

（設置）

- 1 平成 19 年 2 月の第 24 回 UNEP 管理理事会における水銀に関する条約化を含めた検討の開始決議等に代表される有害金属に係る国際的な対策強化への我が国の対応に関する検討に際し、関係府省間の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、国際的な観点からの有害金属対策関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（構成員）

- 2（1）連絡会議の構成員は、別表のとおり関係府省の職員をもって構成する。ただし、議長は必要があると認められるときは、別表 1 の府省以外の府省の職員を構成員として追加することができる。なお、構成員の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。
- （2）議長は、他の構成員に諮った上で、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の関係者又は学識経験者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議長及び庶務）

- 3 連絡会議の議長は、連絡会議の構成員の互選による。

（事務局）

- 4 議長の所属する行政機関を、連絡会議の事務局とする。事務局は、関係府省の協力を得て、連絡会議の会合の準備、文書の作成その他連絡会議に係る事務を執り行う。

（資料等の公表）

- 5 連絡会議は、非公開とする。連絡会議の資料については、特に非公表とされたものを除き、会合後に公表する。連絡会議の議事要旨についても、これを公表する。

（その他）

- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

別表

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官（環境・エネルギー担当）

外務省国際協力局地球環境課長

文部科学省研究開発局地球・環境科学技術推進室長

厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室長

安全衛生部化学物質対策課長

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長

総合環境政策局環境保健部環境安全課長

水・大気環境局大気環境課長